

近代化のなかのウェ-ルズ語

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5179

近代化のなかのウェールズ語

鈴木 哲也

1. はじめに

近年の国民国家論によって、近代的諸国家がその体制整備の過程で、法律、経済、文化など社会の様々な局面において国家内の均質化を目指してきたことが論じられている。そこでは、伝統的共同体がそなえていた多元性が国家の政策によって抑圧されたことが明らかになっている¹⁾。言語もそうした抑圧の対象となっており、伝統的共同体に根ざしていた多くの言語が消滅の危機に直面することになったという。この近代特有の言語に対する抑圧的政策は、時に「言語帝国主義」と呼ばれることもある。

イギリスに²⁾ついてこのことを検証してみても、Hechterのいう「国家内植民地主義」(internal colonialism)が存在し、十分に説得力をもつ³⁾。そのことを念頭におき本稿においては、ウェールズ語の衰退に影響を与えた諸要因を、できる限り実証的に記述することを目指す。やや曖昧でイメージ的な言い方が許されるならば、言語は外からの力だけでは滅びない。言語が滅びるとしたら、それはむしろ、内部から崩壊ないしは消滅してゆく。ウェールズ語の衰退プロセスを跡づけることでそのことが明らかになるはずである、次節では、まず近代にいたるまでのウェールズ語の衰退プロセスを略述することにする⁴⁾。

2. ウェールズ語の衰退と近代化

ウェールズ語がいわゆるケルト系の言語であることは今さらいうまでもないであろう。現在なおイギリスに残るケルト系言語としては、ウェールズ語、スコットランド・ゲールック、アイリッシュがある。これらケルト系言語の祖語はローマ帝国の興隆以前にはヨーロッパの中央部に分布していたが、ローマ帝国の拡大とともにしだいに周辺地域へと追いやられた。イギリスには紀元前一世紀頃にケルト人の共同体が形成されるが、紀元1世紀中頃からローマ帝国の支配を受けるようになる。紀元5世紀の中頃、ケルト系民族の居住地域にアングロ・サクソンの侵入がはじまり、その支配地域が広がるにつれ、ウェールズ語を話す民族は現在のウェールズ地方にその居住地域が限定されてゆく。

1536年にイングランドに統合されると、ウェールズ語話者は19世紀末までの300年ほどのあいだに50パーセントほど減少する。だが、その後、20世紀に入ってから1971年に国勢調査に言語に関する質問項目が正式に含まれるまでの期間に、30パーセントもの減少率を示し、消滅が心配された⁵⁾。

言語や文化はそれを維持する共同体の崩壊とともに減びてゆく。そして、ウェールズに関していえば、この崩壊は、言語や共同体に対して直接にくわえられた力によるというよりも、さまざまな状況の変化によって、ある意味で「自然に」崩壊していったと見ることができる。とりわけ、18世紀の産業革命以降のイギリス社会の変化が、ウェールズの伝統的共同体に致命的な影響を及ぼしている。

ウェールズの共同体が農業生産を基軸として成立しているあいだは、人口の移動はさしたるものではなかった。したがって、イングランドの政治的支配を受けていたとしても、その間はウェールズ語は安定した状態で存続できた。

ところが、産業革命とその後の社会の変化はこの安定した共同体の存立を困難にした。産業革命後の工業生産と商品の市場への輸送には石炭エネルギーが不可欠であった。ウェールズはこの石炭を供給する中心になった。そのため、従来はそれほどみられなかったウェールズへの人口の流入がおきた。ウェールズ内に英語を中心とする非ウェールズ語話者が大量に移住することで、ウェールズ語は圧迫をうけた。

また、この時期イギリスは広大な植民地をもち、活発な対外交易をおこなっていた。こうして、技術革新がすすみ資本主義的な産業構造が整備されるにつれて、その拠点としての大都市が発達することになる。たとえば、アフリカやカリブ海、さらには、アメリカ南部の植民地との貿易の基地としてのリヴァプール、その後背地としてマンチェスターなどがめざましい発達をとげることになる。同様の発展をとげた都市としては、ブリストル、グラスゴー、バーミンガムなどがあげられる。これらの諸都市はみな大西洋をとおってアフリカ、アメリカの植民地へと乗り出してゆくのに最適な位置か、そうした都市とロンドンとを結ぶ位置にある。皮肉なことに、これらの都市はウェールズの周辺にある。山が多く開発がたやすくはなかったウェールズを取り残して、これらの新興の諸都市が成立した。

この周辺の都市の発達がウェールズ語に打撃をあたえる。商品経済を中心とした経済活動が成立すれば、当然、その活動の中心となる都市に富は集中し、開発が遅れたウェールズからは仕事、すなわち、現金収入を獲得する手段を求めて人口が流出する。流出する人口は主としてウェールズの次の世代をになう若年層であった。移住さきでは英語を使用することになり、次第にウェールズ語を失ってゆく。さらに、前に言った炭坑と並び、ウェールズ内に造船所をはじめとして、さまざまな港湾施設も建設されることになる。そうした発展をとげた都市の代表としてはカーディフがあげられる。カーディフの人口増加はすさまじく、1831年から1891年のあいだに、農村部は2倍の人口増加を示したに過ぎなかったが、都市部では20倍の人口増加があっ

た。都市の中心部が拡大するとともに、必然的に農村は新興の都市の周縁部へと追いやられて行くことになる。たとえ、農村部のウェールズ語人口が自然増を示したとしても、相対的なウェールズ語話者の比率は急激な減少を示すことになり、また、地理的にも言語としての社会的ステータスとしても周縁的なものになってしまったのであった。

同時に、英語は経済的繁栄をもたらす新しい技術や知識を獲得するために不可欠な言語となり、「先進的」というイメージを帯びるが、逆にウェールズ語は「下層」、「貧困」、「後進性」など、もっぱら否定的なイメージをまとうざるをえなかった。

ウェールズ語は圧倒的な劣勢を示していた。ここでは詳述できないが、19世紀の半ばまでにはウェールズ語の衰退はもはや決定的なものになっていた。

3. ウェールズ語をめぐる言語政策

ウェールズ語の衰退プロセスを論じる際、通例、3つの歴史的事項に焦点があてられる。1536年のイングランドとウェールズの合同法、1847年にイギリス国会に提出されたウェールズに関する報告書、そして、1870年の教育法である。

まず、1536年の合同法においては、裁判所をはじめとした公的な場所では英語を用いることが定められ、当時、ほぼウェールズ語のみを使用していたウェールズ住民は社会的に不公平な状況におかれた。この法によってウェールズ語の権威がそこなわれ、同時に、ウェールズ住民が実際的な不利益をこうむることになり、ウェールズ語の衰退の端緒になったという。1870年の教育法はウェールズ語に致命的な打撃を与えた法であると考えられている。この教育法においては、イングランドとウェールズ全域における初等教育の内容が共通化され、さらに、その教育にあたっては英語を使用すること

が定められた。この法を制定する際の基礎資料が1847年に国会に提出された報告書であった。これはたんに言語だけを対象としたものではなく、ウェールズの風俗習慣、生活様式、住宅その他の社会基盤などに関する包括的な報告書であり、その後のイングランド中央政府の対ウェールズ政策立案の基本方針を決定した。

これらがウェールズ語の衰退に大きな影響を及ぼしたことは確実である。だが、ウェールズ語衰退のプロセスを虚心に見てゆくと、複雑な要因がそこに加わっていたことがわかり、イギリス政府のウェールズ語抑圧の政策が直接にウェールズ語の衰退を引き起こしたと単純に結論づけることはためらわれる。確かに、合同法はウェールズ語の権威をそこない、ウェールズ語衰退の引き金となっている。だが、この法が制定された後、200年以上の間ウェールズ語はさして衰退していない。また、1870年の教育法が制定される以前に、ウェールズ語の衰退は決定的な事実になっていて、この法が直接的にウェールズ語に致命的な打撃を与えたとは考えにくい。

実際には、イギリス政府は1536年の政治的統合の後も、ウェールズ語に対してかなり柔軟な姿勢を示していた。むしろ、ウェールズ語を積極的に利用していたとさえ言える。たとえば、16世紀半ばから聖書をギリシア語やヘブライ語から直接ウェールズ語に翻訳する事業が進められ、1588年にはクリスマスまでにウェールズ語版の聖書を各家庭が一冊ずつ購入するよう通達が出ている。また、ウェールズの聖職者にウェールズ語でウェールズの民衆と意志疎通が可能であることを求める法が1650年に成立し、ウェールズ語を使用できない聖職者はウェールズの外に出なければならなくなった。Hechter は、合同法の成立以降も、例外的ではあっただろうが、法廷においてさえウェールズ語が用いられることもあったという⁶⁾。

宗教的な場をはじめとして、このような柔軟な政策がとられたからといって、イギリス政府がウェールズ語という言語それ自体の価値を認めていたわけではないということは言うまでもない。当時のイギリス政府にとっては、

国家イデオロギーの支柱であった英国国教会の教義をウェールズに浸透させることが、まず何よりも重要だったにすぎない。単純に言ってしまえば、イギリス政府にとって、言語の問題など二次的なものに過ぎなかったのであり、重要であったのは、ウェールズを宗教的かつ政治的にいかに効率的に統治するかであった。言語の問題がはじめてイギリス政府にとって重要性を帯びるのは、産業革命以降の経済・社会体制の整備において、近代的な生産性向上のために「国民」に施すべき教育の内容が問題になったときであった。

そして、1870年の教育法こそがそれを規定するものにほかならなかった。先ほども述べたように、この法によってイングランドとウェールズにおける初等教育の内容が均一化され、同時に、教育の場で使用する言語は英語であることが定められた。ところが、この法が施行されてからわずか15年後には、The Society for the Utilization of the Welsh language が設立され、ウェールズ語と英語の二言語弊用、すなわちバイリンガル教育の効率性が高く称揚され、教育現場の状況に応じてウェールズ語の使用が柔軟に認められるようになる⁷⁾。さらには、1891年にはウェールズ語を教育の媒体としてではなく、それ自体を教育の対象とするように教科としての「ウェールズ語」が学校教育に取り入れられることにさえなるのである。

このように、頻繁に政策の基本方針を変更しているという事実は、一体何を意味するのだろうか。言語のように、短時日では統制できるはずのない対象を規制する法であることを考えれば、ほとんど朝令暮改と言わざるをえない。イングランド政府の言語政策はウェールズ住民にとって苛酷なものではあったが、強硬なものであったとはいえない。

4. 言語政策立案の時代的背景

イギリス政府の言語政策が変化した理由は、実際の教育の場においては英語の使用に拘泥するよりも、必要に応じてウェールズ語を使用した方が効果

的な教育を行うことができたからである。こうした教育政策の変化をうながしたのは、1839年に成立した「視学官」(school inspector) 制度である。視学官のウェールズ語に関する発言を追って行くと、当時の教育政策の背後に存在する言語観が浮かび上がってきて実に興味深い。だが、視学官の報告を検討するまえに、イングランド中央政府が視学官制度を創設しその後の言語政策を策定する必要を認識した直接的な契機であるといわれる当時の歴史的な事件を、ごく手短かに見ておきたい。

視学官制度が創設された1839年前後、イギリスでは様々な反体制的運動がみられた。ウェールズ語に対して国家の管理を強化する必要性をイングランド政府に認識させたのは、ウェールズ内でしばしば起きていた反体制的運動、すなわちチャーティズム運動、レベッカの乱 (the Rebecca riots)、マーチャー・ライジング (the Merthyr rising) などであった。チャーティズム運動は選挙権の拡大を求めるイギリス全土に見られる抗議行動であるが、リチャード・ブラウンによればこのイギリス一般に見られた運動が、より伝統に根ざしたレベッカの乱と連動した点にウェールズの独自性が見られるということである⁸⁾。

レベッカの乱は視学官制度が創設された1839年におき、その後、数回にわたって起きた、ウェールズにおける道路使用料金徴収に反対した住民の抵抗運動であった⁹⁾。近代化を進めつつあったイギリスでは、当時、鉄道と道路網の整備が進んでいた。イギリス政府は道路網整備においては、直接に財源を提供して公的事業として道路網を整備することはなく民間の事業者にまかせていた。その際、道路建設業者は、使用者から道路使用料を徴収することで財源を確保していた。

この整備された道路は住民が従来は無料で使用していたものであった。さらには、一本の幹線道路を整備する際に、それは単一の業者によってではなく、複数の事業者によって整備がなされた。したがって、一つの道にいくつもの料金徴収所がつくられることになり、ただ一本の道を使う際にも、住民

は何度も使用料を払うことになってしまった。農産物を市場に運ぶなどの日常的な目的で、従来は無料で道路を使用していた住民の目には、この道路整備と料金徴収システムがきわめて不当なものにうつった。

この道路使用料徴収に不満をつのらせた住民は、料金徴収所 (toll-gate) を夜陰に乗じて焼き討ちするなどの抗議行動をとったのである。その際、料金所を襲ったのは女装をした男たちだったので、レベッカという女性名がこの抗議運動に冠せられることになった。だが、実際に、レベッカという特定の女性が抗議運動に加わっていたのかどうかは、はっきりしないようである。

このレベッカの乱がウェールズの「伝統」に根ざしているというのは、以下の理由による。近代的諸制度が整備される以前のウェールズには、反倫理的行動をとったものに対する独特の懲罰の風習があった。これは、主として女性保護の風習である。もし、ある村落内に女性に対して理不尽な扱いをおこなった男性がいて、その男性が法によって罰されなかった場合、同じ村落にすむ男性達が女装して当該の男性に私的に懲罰を加えた。つまり、制度化された法の網の目を逃れてしまう悪を、共同体の成員が伝統的な倫理規範ののっとして罰し、共同体の秩序維持を行っていたのである。レベッカの乱において料金徴収所を襲った者達は、この伝統的な共同体の秩序維持の習慣に基づいて行動していた。

この時期にはウェールズのみならず、イギリス全体に中央政府によって「反社会的」ととらえられた抗議行動が頻発している¹⁰⁾。たとえば、イングランド内では、従来は共有地 (common) として地域住民であれば誰もが自由に利用できた土地が、近代的な土地所有制度にもとづき私有地化されていた。この共有地の枯れ木などは、住民達によって日常的な燃料として利用されていたが、この土地私有化によってそうした利用が不可能になってしまったのである。そうした例をはじめとして、住民がこうむった様々な不利益に対して多くの場所で抗議行動がおこったのである。

この伝統的な土地利用制度の解体は、18世紀の末から19世紀のはじめに

かけて大規模に進められた第二次土地囲い込みによってひきおこされた。その背景には、ナポレオンとの戦時体制を整備する必要に迫られたイングランド中央政府の食糧増産政策と、その基礎になる土地政策があった。それらの土地政策に関連する法は1750年から1815年におよぶ期間に制定されている。前に触れた枯れ木の利用（wood gathering）は1766年に非合法化されたが、代替燃料は当時の一般的な農民には高価で手に入れられなかったという。

このように、18世紀の後半から19世紀にかけておきた社会制度の変化によって、多くの農民が耕作地を失い伝統的な生活様式が破壊されていった。レベッカの乱やイングランドでの抗議行動をならべてみれば、当時、整備されつつあった近代的な産業・経済構造が伝統的な生活基盤を破壊しながら新しい社会制度に人々を統合していったプロセスの一端がうかがわれる。ウェールズの民衆だけではなく、イングランドの民衆にもイングランド中央政府の政策は抑圧的なものにみえていたはずである。言いかえれば、イングランド中央政府にとっては、たんにウェールズの統合だけが問題だったのではなく、イングランド・ウェールズ全域に近代的な諸制度を行き渡らせることが重要だったのである。したがって、当時のイングランド中央政府のウェールズに対する諸政策は、独立した国家が別の国家を支配するという政治・軍事的なニュアンスでとらえられるべきではなく、近代化というものが一般的に要請する社会構造の再組織化の一部であると考えべきであろう。ただ、ウェールズにはイングランドとはまったく異なった言語があったため、イングランドでは必要のなかった独特の政策がとられていったのである。

5. 視学官と言語道具観

さて、前節でみたような社会情勢に直面し、均一の法的秩序を浸透させ新たな国家秩序を整備する必要を痛感したイングランド中央政府は、そのため

の有効な手段として教育を位置づけ教育制度を統一化することになる。視学官制度はその先導役になうことになり、1870年の教育法はそうした状況のなかから生まれてくるのである。つづいて、視学官の報告を検討してゆく。

やや曖昧で印象主義的な表現になるが、視学官たちのウェールズ語をめぐる発言に見られるのは、相手を滅ぼすべき「敵」としてとらえる「敵意」や「憎悪」といった感情ではない。どちらかといえば、イギリス社会の発展をさまたげる後進的な「障害」として「蔑視」の対象としてとらえている。たとえば、視学官として最も名前の知られている Mathew Arnold は次のように言っている。

Whatever encouragement individuals may think it desirable to give to the preservation of the Welsh language on grounds of philosophical or antiquarian interest, it must always be the desire of a Government to render its dominions as far as possible, homogenous, and to break down barriers to the freest intercourse between the different parts of them. Sooner or later, the difference of language between Wales and England will probably be effaced...an event which is socially and politically so desirable.¹¹⁾

詩人であり、ケンブリッジ大学詩学教授であった Arnold は言語としてのウェールズ語の価値を全く認めないわけではなく、学問的探求の対象として一定の評価をウェールズ語に与えている。だが、それすらも国民国家としての体制、近代的な産業構造の基盤を整備しつつあった当時のイギリスの状況と照らして否定されている。ここで注目しておきたいと思うのは、「おそらく、早晚、ウェールズ語と英語の相違は消滅するであろう」と語り、主体的に一つの言語を滅ぼそうとするのではなく、その消滅を社会的必然としてとらえようとしている点である。

これは近代的な経済・産業構造が急速に整備されつつあった当時のイギリス社会において、多くの人々によって共有された意識であった。たとえば、

ウェールズ語政策の基本方針を定めるために1846年の調査を行うべきであると国会で発案した William Williams は、ウェールズ語は「諸々の法や制度が効果的に機能するうえで、障害 (obstacles) になっている」と述べている。同様の例は数多くある。たとえば、1854年に H. W. Bellairs は「英国の他の地域においては実質的に死滅している言語を」(a language which is virtually dead in all other parts of the United Kingdom) 維持しようとするのは「徒労」(loss) であり、「首都やその他のより富裕で発展を遂げた先進的地域」(the metropolis and the more advanced parts of the richer and more developed country) との、円滑な交流をはかるうえで「逆行的な影響」(adversary effects) を与えると言っている。また、1861年には、John Jenkins がウェールズ語は「過去の言語であり現在のものではない」といい、ウェールズ住民は「成功への平等な機会」(with anything like equal chances of success) を獲得するために、英語を習得すべきであると結論づけている。その他、同様の趣旨が19世紀後半から20世紀初頭にかけて、視学官の発言に一貫して見られる。

今、見た三者の発言に共通しているのは、まず、近代化の流れ、近代的な経済・産業構造の整備を推し進める当時のイギリス社会を肯定的にとらえているところである。さらに、その一般的傾向のなかではウェールズ語を捨て、英語を習得することが新しい社会構造に適応し成功をおさめる不可欠の条件であり、それが望ましいことであるという功利主義的な言語観である。

重要なのは、そうした考え方がイングランドの支配層が一方向的に抱いていたのではなかったという事実である。視学官たちは自己の所説を展開するとともにウェールズの住民の意識についても報告している。それをみると、ウェールズ住民もまた同じような意識をいだいていたことがわかる。たとえば、1851年、Longueville Jones はウェールズの民衆が一方でウェールズ語を維持することを望みながら、他方で「英語を習得することを切望している」(The Cymru nation as a body is anxious to acquire the Anglo-Saxon tongue)

といている。1882年にも同様の報告がなされている。こうした報告が支配層の一方的な報告でないことが、後年1962年に Saunders Lewis が行った「ウェールズ語の運命」という講演をみれば確認できる。

Saunders Lewis は、ウェールズ語擁護のために時として激しい抗議行動もおこなった、今日のウェールズ語を考えるうえできわめて重要な人物である。Lewis はこの「ウェールズ語の運命」という講演を、1962年に BBC ラジオを通じておこなった。この講演が後のウェールズ語復興の潮流を生み、今日でも保存状況が比較的良好であるとされるウェールズ語の維持に大きな影響を与えた。当然その講演はウェールズ語でおこなわれた。そこには身を切るような痛烈な自己批判がこめられている。

Lewis は、1536年にイングランドに統合されて以来、ウェールズが真剣に独立をめざしたことはなく、その結果、20世紀にいたるまでウェールズ語を復権するための試みもなされなかったという。彼はウェールズ語の衰退を招いたとして、ウェールズ民衆が激しい批判を加えた1846年の報告書に最も忠実であったのは、他ならぬウェールズの民衆、社会階層の違いに関わりなくすべてのウェールズ民衆であったと言う。Lewis の言葉を引用する。

先の世紀〔19世紀〕の最後の四半世紀に、ウェールズ社会はおおきく変わりました。ウェールズのウェールズ語はいまや退場しつつある言語であります。少数者の言語であり、しかも消滅しつつある少数者の言語であります。……(中略)……わたくし自身も、ウェールズ語の死を悼むこともなく、そこに尊敬すべき穏やかな死をみている愚かな少数者のひとりにはかなりません¹²⁾。

この Lewis の自己批判を裏付ける報告が視学官によってなされている。たとえば、1861年には、子どもたちに英語を習得させることを願っていた親たちが、英語の授業中に「指導のための言語としてウェールズ語を使用す

ることに強い懸念を抱いていた」との報告がなされている¹³⁾。つまり、英語を子ども達に習得させるために、現在でいう「直接教授法」を採用することをウェールズ住民は望んでいたのである。さらに、前述したレベッカの乱に関する報告書でもまた、抗議活動をおこなったウェールズ住民達も、英語を児童に教えること自体にはまったく反対していないということが報告されている¹⁴⁾。

こうして、ウェールズ内部からの批判と、19世紀中葉になされた視学官の報告とをならべてみると、ウェールズ語の衰退が決してイングランド中央政府の抑圧的な言語政策によってのみ引き起こされたことではないとわかってくる。確かに視学官は植民地の言語や文化を弾圧する必要をととなえていた。また、教育の目的として言語・文化の均質化 (anglicization) が必要であるとの発言も行ってた。だが、ウェールズの状況に即してみると、この視学官の報告にみられる「言語帝国主義」的な国家の意志がウェールズ語の衰退を直接的にもたらしているとは言い難い。

まず、この視学官制度が成立し、イギリス政府が教育の統制に本格的に乗り出したのが、1839年であることに注目すべきである。前に、確認しておいたように、19世紀の半ば、およそ1850年前後にはウェールズ語の衰退はすでに決定的となっていた。つまり、視学官制度の創設とウェールズ語の衰退プロセスが明瞭になった時期との、時間的な間隔はほんの20年弱にすぎないのであり、視学官制度とその報告に基づく教育政策がウェールズ語の衰退プロセスに決定的な影響を及ぼしたとは考えにくい。

視学官達はウェールズ語の価値をまったく認めなかったわけではない。1847年の報告書では、執筆者のひとり Lingen が、授業においては児童の理解を助けるためにウェールズ語を使用することを容認してもかまわないであろうと言っている。また、1866年にも同様の提言がなされている¹⁵⁾。

視学官たちの報告を見ると、否定的なものにせよ肯定的なものにせよ、彼らのウェールズ語に対する見解はほぼ功利主義的な観点から形成されてい

ることが明らかになる。もっとも否定的な見解は、19世紀中葉の社会不安の原因を言語に見出し、因果論的に両者を結びつける傾向にあらわれている。また、かなり肯定的であるとしても、英語を習得させるという目的を達成するうえでウェールズ語をもちいて説明を加えることが効率的であるという、やはりこれも功利主義的な観点から発せられている。どちらの見解も、人間の思考や感性と言語との関係を洞察したうえでなされた言語の本質にかかわる議論ではない。

このことは、ウェールズの住民が抱いた、英語を子供たちに習得させたいという現実的な願いと根本において共通しているように見える。視学官の報告にせよ住民の意向にせよ、その背後にあるのは〈進歩〉や〈発展〉とそこから生まれる繁栄、それらをもたらす〈近代〉という時代を批判的に検討することなく受け入れ、その恩恵を享受しようとする姿勢である。

もちろん、英語を身につけたいというウェールズ住民の願いを思想性が欠如しているといって非難することはできないだろう。〈進歩〉や〈発展〉をめざして、時代が大きな流れをつくっているときに、そしてその流れにのることが富を約束してくれるのであれば、それから超然としているなどということは通常人間には不可能である。ウェールズの民衆は、この大きな時代の変化のなかでウェールズ語に対する姿勢を、いわば、否応なくとらされている、それが公平な判断であろうと思う。ただ、ここで明らかになっているのは、18世紀から19世紀にかけて成立する狭義の近代という時代の中で、社会、この場合には国家というものがいかに成立していったかというその力学の一端である。そして、その「力」は支配層から被支配層へと一方的に加わっているだけではないということが明らかになっている。前に、ウェールズ住民の人口構成が変化することでウェールズ語の衰退が決定的になったと言った。この人口構成を変化させた広汎な社会的文脈の中におかなければウェールズ語の衰退のプロセスを正確に理解することはできない

結論として言いうるのは、イングランド中央政府の最優先課題は、産業革

命以降進展した社会の変化に対応し、それを推し進めてゆくための人材を養成することであって、言語の問題には二次的な意味しかありはしなかった、ということである。それゆえ、ウェールズ語に対する政策は朝令暮改というべき変化をしめすことになるのである。イングランド中央政府は、フランスを中心として変化しつつあったヨーロッパの政治状況に対応するために、急速に政治・産業・経済・軍事体制を整える必要に迫られており、ウェールズの石炭や鉄鋼資源の活用は不可欠であった。ウェールズ語の衰退は主としてこのイギリス社会の再組織化に伴った人口の流動化によって引き起こされた。もちろん、この変化をイングランド中央政府が国家として支援し結果としてウェールズ語の衰退を避けられないものにしたということ是可以する。だが、イギリス政府の言語および教育を対象とした政策は、この産業化の進展を、いわば、後追いつているというべきである。

6. 結 び

国民国家形成において教育の中央集権化がなされれば、言語や文化が均質化してゆくはずであるという考え方は、Gellnerに典型的に見られる。それは、前に引用した視学官 Arnold の考え方と共通性を持っている。確かに、18, 19世紀のイギリスをみると、言語をささえる社会構造が変化するとともに一つの言語が別の言語を駆逐して社会全体に流通してゆくプロセスがはっきりと確認できる。もちろん、それは「均質化」などという、いわば、民主的なものではなかった。だが、本稿をむすぶにあたって付け加えておきたいのは、この考え方は現実的には全面的に肯定しうるものではなく、そのこともまたウェールズ語は伝えているということである。

前に引用した Lewis の歴史的なラジオ放送を契機として1970年代から高揚しはじめたウェールズ語復権の動きによって、近年では、ウェールズ語人口の減少率が低くなるどころではなく、増加の傾向すらしめしているとい

う¹⁶⁾。数年前にウェールズのアベリストゥイスに行った。そのとき、地元
 の旅行案内所で応接してくれた20代初めと思われる女性にこころみにウ
 ェールズ語のことを尋ねみたところ、ウェールズ語が彼女の「第一言語」
 (the first language) であるとはっきりと言っていたことが強く印象に残っ
 ている。The Party of Wales, は党の綱領としてバイリンガル社会の建設を
 めざしている。これは、スコットランドの民族主義的政党 The Scottish Na-
 tional Party が言語の問題を直接にとりあげていないことと好対照をなして
 いる¹⁷⁾。この事実がウェールズ民衆にとって固有の伝統的言語がいかに大
 切なものであるかをしめしている。このバイリンガル社会の建設という目標
 が今後どのように維持され実現されてゆくのかは、率直に言って、予断を許
 さない。伝統的言語の価値を称揚するものにとって The Party of Wales の
 綱領は大変ヒロイックに響き、文化的な一貫性を守りながらも、みずからを
 閉ざすことなく外に開かれた姿勢として、グローバル化が進む現代において
 一つの範型になりうると思う。実際に、2000年に、ウェールズ大学アベリ
 ストゥイス校を訪れた際、ウェールズ語の現状について包括的な研究を行っ
 ている人文地理学者 J・Aitchison 氏は、ウェールズ同様、多言語・多民族
 状況をかかえている旧ユーゴスラビア諸国からウェールズにおけるバイリン
 ガル教育の実施状況を視察に訪れていると聞いた。

だが、仮にウェールズという地域を母胎として誕生した一つの政治勢力が
 EU という国民国家を超えた政治的な場において相応の発言力を獲得し、今
 以上の政治的主体性を勝ち得たとしたら、政治的効率を優先し伝統的言語で
 はなくより流通性の高い英語を重視し伝統的言語を捨て去ることも十分にあ
 りうる。言語や文化は人々によって守られることではじめて存続しうるもの
 である。言語や文化はそれにかかわる人間の主体的決断と意志によってのみ
 存在するのであり、言語や文化が生き生きとした創造性を保持し、人々に生
 きることの意味を与えつづけながら生き残るか、あるいは過去の遺物として
 消滅、あるいは人々の好奇の視線を浴びる対象としてのみ残存するのかわ

たくしたちの意志次第である。そうしたこともまた、近代におけるウェールズ語の運命が教えてくれる。だが、ウェールズ語の復興運動やその現状について論じるためには、稿をあらためなければならないだろう。

注

- 1) 例えば、西川『地球時代の民族＝文化理論』（1995年）、『国境の越え方』（1992年）など。
- 2) 本稿では、原則としてイングランドとウェールズをそれぞれ独自の伝統・文化をもつ自立した共同体と考え、両者をそれぞれの呼称で呼ぶことを原則とする。ただし、イングランドとウェールズを統合した全体をしめす場合には「イギリス」と、両者を統合し一つの国民国家を形成しつつあった政治勢力を「イングランド中央政府」と呼ぶ。なお、このイングランド中央政府には、すでにウェールズ出身の国会議員が何人もいた。
- 3) Hechter, M., *Internal Colonialism*, 1975, University of California Press.
- 4) なお、筆者は明治大学人文科学研究所の補助をうけ、2002年に「十八・十九世紀におけるウェールズ語の衰退と教育」を発表したが、本稿は、そこでは紙幅の都合で記述できなかつた歴史的事実を補足したものであり、まったく十分に書ききれなかつた結論部分にあたることをお断りしておく。また、本稿を自立した論文とすべく、前の論文と内容的に多少の重複があることもあわせてお断りする。
- 5) 近代以降のウェールズ語の衰退プロセスについては、2002年明治大学人文科学研究所年報所収「十八・十九世紀におけるウェールズ語の衰退と教育」において、統計資料に基づいて若干の記述を試みた。詳細はそちらを参照願いたい。
- 6) Hechter: op. cit., p. 101
- 7) Durkacz, V.E., 1983, *The Decline of the Celtic Languages*, John Donald Publishers Ltd., p. 170
- 8) Brown, R. 1998, *Chartism*, Cambridge University Press. p. 24
- 9) Molly, P., 1983, *And They Blessed Rebecca — An Account of the Welsh Toll-Gate Riots 1839-1844*, Gomer Press.
- 10) Archer, J. E., 2000, *Social Unrest and Popular Protest in England*, Cambridge University Press.
- 11) Arnold, M., 1852, in Evance, W. G., 1993, 'The "bilingual difficulty": H. M. I. and the Welsh Language in the Victorian age', *Welsh History review*, 16/4(Dec.): pp. 498
 なお、以下の視学官に関する記述はすべて、Evanceに依拠している。
- 12) Lewis, S., 'The Fate of the Language', *Presenting Saunders Lewis*, Jones, A. R. and Thomas, G. (eds.), 1983, University of Wales Press, pp. 127-141
- 13) Evance, op. cit., p. 508

- 14) Roberts, G. T., 1998, *The Language of the Blue Book*, University of Wales Press.
p. 22
- 15) Evance: op. cit., p. 510
- 16) Aitchson, J. and Carter, H., 1994, *A Geography of the Welsh Language*, University of Wales Press. 参照のこと。
- 17) The Party of Wales と The Scottish National Party の政治綱領については次のウェブ・サイト参照のこと。 <http://www.plaidcymru.org/> <http://www.snp.org/>

(すずき・てつや 法学部専任講師)